

平成29年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成29年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「136,756,375^m」を「136,179,311^m」に、同条第3号中「374,675^m」を「373,094^m」に、同条第4号中「5,843,939千円」を「4,815,136千円」に、「503,590千円」を「470,169千円」に、「2,238,964千円」を「1,833,494千円」に、「1,116,631千円」を「1,069,240千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	19,372,232千円	△ 21,504千円	19,350,728千円
第1項 営業収益	17,057,443千円	△ 23,012千円	17,034,431千円
第2項 営業外収益	2,314,789千円	410千円	2,315,199千円
第3項 特別利益	－千円	1,098千円	1,098千円
	支 出		
第1款 事業費用	18,615,630千円	△ 1,648,146千円	16,967,484千円
第1項 営業費用	17,506,507千円	△ 1,866,250千円	15,640,257千円
第2項 営業外費用	1,096,723千円	218,104千円	1,314,827千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「8,272,486千円」を「8,682,511千円」に、「7,805,180千円」を「4,619,135千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額467,306千円」を「当年度分消費税等資本的収支調整額339,712千円、減債積立金2,371,287千円及び建設改良積立金1,352,377千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	4,689,614千円	△ 1,900,719千円	2,788,895千円
第1項 国庫補助金	706,586千円	△ 117,686千円	588,900千円
第2項 企業債	2,948,700千円	△ 1,825,900千円	1,122,800千円
第3項 出資金	546,000千円	△ 11,000千円	535,000千円
第4項 他会計補助金	263,829千円	△ 1,000千円	262,829千円
第5項 長期借入金	224,499千円	△ 11,417千円	213,082千円
第6項 負担金	－千円	66,015千円	66,015千円
第7項 固定資産売却代金	－千円	269千円	269千円
	支 出		
第1款 資本的支出	12,962,100千円	△ 1,490,694千円	11,471,406千円

第1項 建設改良費	9,703,124千円	△ 1,515,085千円	8,188,039千円
第2項 資産購入費	99,497千円	△ 15,566千円	83,931千円
第4項 補助金返還金	－千円	39,957千円	39,957千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「2,948,700千円」を「1,122,800千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「970,431千円」を「930,554千円」に、同条第2号中「470千円」を「241千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「468,812千円」を「467,812千円」に改める。